

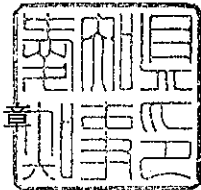
29水地環第484号

平成29年12月19日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀 章



土壌汚染対策法の改正に伴う県民の生活環境の保全等に関する条例の改正について（諮問）

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の改正に伴う県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）の改正について、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境部水地盤環境課

規制・土壌グループ

電話 052-954-6225（ダイヤルイン）

説 明

平成21年12月28日付けの愛知県環境審議会答申「県民の生活環境の保全等に関する条例の土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制の見直しについて」において、土壌汚染が判明した場合の措置として、応急措置の実施は、汚染の拡散を防止するため、対象を限定せずに汚染が判明したすべての場合に、不透水シートによる雨水の遮断や立入禁止措置等を実施させることが必要であるとされています。

この答申を受け、平成22年3月26日、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）を改正し、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づく調査で汚染が判明した場合の汚染の拡散防止のための応急措置等を義務付けしたところでは、

今般、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）が公布されました。

改正前の法では、法第4条第1項に基づく土地の形質の変更の届出を行う者は、都道府県知事が発出する命令の後に土壌調査を行っていましたが、改正後の法（以下「新法」という。）においては、事前に土壌調査を行い、土地の形質の変更の届出に併せて土壌調査の結果を提出することができることとされました。

しかし、現行の条例では、事前に土壌調査を行い汚染が判明した場合の汚染の拡散防止のための応急措置等について、義務付けされていません。

こうしたことから、新法における事前の調査で汚染が判明した場合においても、汚染の拡散防止のための応急措置等を、条例で義務付けることについて、貴審議会の意見を求めるものです。